

第 16 回 桐生市農業委員会議事録

開会日時	令和6年9月30日(月)	午後 2時 00分
閉会日時	同 上	午後 2時 32分
開催場所	桐生市市民文化会館 スカイホールB (4階)	
出席委員	23名	
	農業委員	
	1 番 富 田 正次郎	2 番 杉 戸 恵 司
	3 番 山 形 啓 子	4 番 川 口 賢 一
	5 番 山 形 ちづ代	6 番 井 田 秋 雄
	7 番 星 野 重 彦	8 番 山 形 栄 子
	9 番 坂 本 久 美 子	10 番 星 野 昭 彦
	11 番 中 島 篤	12 番 渡 辺 隆 司
	13 番 矢 内 鉄 男	14 番 今 泉 芳 雄
	農地利用最適化推進委員	
	1 番 金 子 博 一	2 番 荻 原 完 一
	3 番 武 幸 一	4 番 大 澤 隆
	5 番 小 菅 雄 一 郎	6 番 多 和 田 圭 一
	7 番 丹 羽 康 博	8 番 深 澤 憲 司
	9 番 太 田 亮 一	10 番 11 番
	[遅刻委員]	
	[中座委員]	
	[早退委員]	
欠席委員	4 番 木 村 聡 9 番 中 村 耕 一 郎 10 番 齊 藤 克 代	
議事参与	5 名	
	事務局長 新井 八寿代	主 査 鳥井 貴史
	次 長 山藤 健二	
	係 長 石原 幸枝	
	主 査 登坂 良男	
議 事	日程第1 議事録署名委員の指名	
	日程第2 会期決定の件	
	日程第3 第66号議案 農地法第3条の規定による許可申請について	委員会処分 3件
	第67号議案 農地法第5条の規定による許可申請について	委員会処分 1件
	日程第4 第68号議案 農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定による諮問について	委員会処分 2件
	日程第5 報告第29号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について	
	報告第30号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について	

開 会 午後 2 時 00 分

議 長

ただ今から第16回桐生市農業委員会を開会いたします。

ただ今の出席委員は農業委員14名、推進委員9名であり、定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。

議事録署名委員は、会議規則第26条第3項の規程に基づき、5番山形ちづ代委員及び6番井田委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の鳥井主査を指名いたします。

日程第2「会期決定の件」を議題といたします。

お諮りいたします。本総会の会期は、本日1日といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定をいたしました。

日程第3 第66号議案「農地法第3条の規定による許可申請」について、委員会処分が3件ございます。

以上を議題といたします。

事務局より説明願います。

事 務 局

はい。議長。

議 長

はい。事務局。

事 務 局

(議案書より順次・申請地詳細・契約内容・事由を朗読)

受付番号15番につきましては、別添調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

受付番号16番、17番につきましては、譲受人の状況を若干ご説明いたします。

譲受人は、障害者等の生活面や経済面での自立を支援する事業を行う社会福祉法人です。

栽培する農作物は栗を予定しており、収穫後に加工食品として販売し、その売り上げによる利益を就労する障害者の賃金に充てることを予定しております。

法人の業種は社会福祉事業となっており、農地法施行令第2条第1項第1号ハに規定された「教育、医療又は社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人が、その権利を取得しようとする農地を当該目的に係る業務の運営に

必要と認められること」に該当することから、農地を所有する法人の基準を満たしていると考えます。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 続きまして、この件につきまして、9月27日に現地調査を実施しておりますので、現地調査の結果について、現地調査委員のご報告をお願いいたします。

2番農業委員 はい。

議長 はい。2番杉戸委員。

2番農業委員 2番杉戸です。9月27日に、6番小菅推進委員と事務局2名と一緒に現地調査をして参りましたのでご報告いたします。第66号議案の受付番号15番ですが、板橋にある養豚場に挟まれた場所にありまして、三角形の形状をしており、現地はちょっと草が生えているんですけども、現所有者から会社へ所有権移転をし、家畜用の牧草を栽培するということなので、今よりもきれいになるのではないかと思います。また隣地等にも影響はないと思われますのでよいのではないかと思います。それと16番と17番、ここは新里支所の南側にある障害者施設の近くでして、道を挟んで両側に農地があります。両筆とも南に面していて、これからは栗の木を植えていくとのことで、きれいに作ってもらえるのかと思います。周りの影響も人家がありますが栗はあまり大きくならないので、このまま農地として使ってもらえればと思います。よろしくお願いいたします。以上です。

議長 以上、事務局並びに現地調査委員より説明がございました。

また、地区担当委員で補足説明がございましたら、お願いします。

ないようですので、これより質疑に移ります。

ご質問はありませんか。

それでは私から一つ確認をさせてください。常時従業者が20人とありますが、普通に考えれば専門に仕事をしているということだと思うのですが、この場合はどんな状況なのでしょう。

事務局 はい。

議長 はい。事務局。

事務局 こちらで確認をした話ということになってしまうんですけども、通常であれば常時従業者は農業を専門としている方で占められるという形になるかと思うんですけども、今回の申請では社会福祉法人となり、障害者のカリキュラムの一つとして耕作をするということなので、障害者と一緒に耕作を行う方で、なおかつ常時日数は150日を超えている方だということなので伺っております。以上です。

議長 ということは障害者の面倒を見る職員ということでしょうか。

事務局 そういうことになります。

議長 はい。ほかにありますか。

8 番推進委員 はい。

議 長 はい。8 番丹羽推進委員。

8 番推進委員 8 番推進委員丹羽です。今回の申請者は社会福祉法人ということなんですが、農地の取得要件をもう一度説明してもらえますか。

事 務 局 はい。

議 長 はい。事務局。

事 務 局 改めて説明をさせていただきます。法人の業種は社会福祉事業となっており、農地法施行令第2条第1項第1号ハに規定された「教育、医療又は社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人が、その権利を取得しようとする農地を当該目的に係る業務の運営に必要と認められること」に該当することから、農地を所有する法人の基準を満たしているという形になります。

8 番推進委員 ということは農地所有適格化法人以外の法人は農地を取得できないと思いますが、それとはまた別に法律によって農地を取得できるということですか。

事 務 局 はい。そうです。

8 番推進委員 もう一つ質問がありまして、先ほど会長から質問のあった常時従事者の関係なんですけれども、前に議題として出てきた案件では常時従事者が5人で、その他労働力に何人か入っていたかと思いますが、今回は常時従事者が20人ということで、この数値は障害者を指導する人の人数ということによろしいでしょうか。

議 長 はい。事務局。

事 務 局 これについてはあくまで申請者から確認をしている数値ということになるのですが、その他労働力については季節的な時期などで臨時に雇用されている方を入れさせていただいております。常時従事者は正規で年間150日以上従事している方を入れているという形になります。以上です。

8 番推進委員 分かりました。

議 長 ほかにありますか。

(なしの声)

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
これより採決いたします。

第66号議案「農地法第3条の規定による許可申請」について、委員会処分が3件ございますが、本件を許可相当として承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

挙手全員でございます。
よって、第66号議案は許可相当として承認されました。

日程第3 第67号議案「農地法第5条の規定による許可申請」について、委員会処分が1件ございます。

以上を議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局

はい。議長。

議長

はい。事務局。

事務局

(議案書より順次・申請地詳細・契約内容・事由を朗読)

受付番号26番の立地基準につきましては、集団的に存在する農地であるため、第1種農地と判断しますが、地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されると思われますので、基準を満たしていると考えます。

用地選定については、より適した代替地を探すのは困難と思われますので、基準を満たしていると考えます。

次に、一般基準についてですが、いずれも全ての基準を満たしていると考えます。

以上26番につきまして、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

続きまして、この件につきまして、9月27日に現地調査を実施しておりますので、現地調査の結果について、現地調査委員会のご報告をお願いいたします。

6番推進委員

はい。

議長

はい。6番小菅推進委員。

6番推進委員

6番推進委員小菅です。2番杉戸委員と事務局2名と一緒に現地調査をして参りましたのでご報告いたします。第67号議案の受付番号26番ですが、場所は黒保根下田沢で、沼田大間々線を北上しまして、水口屋のところを右折しまして、その先の細い道を南に入っていくところとなります。現地の状況ですが、測量のような形で場所合わせをやっている方がおりました。建物などの資料は事務局に提出されておりますので、内容については問題ないのではないかと思います。以上です。

議長

以上、事務局並びに現地調査委員より説明がございました。

また、地区担当委員で補足説明がございましたら、お願いします。

(なしの声)

ないようですので、これより、質疑に移ります。ご質問は、ございますか。

8番推進委員

はい。

議長

はい。8番丹羽推進委員。

8 番推進委員 8 番推進委員丹羽です。先ほど農地種別で第一種農地と言われておりましたが、ここは農振地域ではないのですか。

議 長 はい。事務局。

事 務 局 申請地は一団の農地ということで第一種農地ということになりまして、農振区域となりますが、令和 6 年 4 月 2 5 日に農用地区域からの除外の許可が出ております。また第一種農地ですが隣地は申請者と親族が住む宅地となっており、先ほど説明させていただいたように地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されることとなりますので、第一種農地の例外規定ということになります。以上です。

議 長 はい。よろしいでしょうか。ほかに。

(なしの声)

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

第 6 7 号議案「農地法第 5 条の規定による許可申請」について、委員会処分が 1 件ございますが、本件を許可相当として承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

挙手全員でございます。

よって、第 6 7 号議案は許可相当として承認されました。

日程第 4 第 6 8 号議案「農業経営基盤強化促進法附則第 5 条の規定による諮問について」、委員会処分が 2 件ございます。

以上を議題といたします。

事務局より説明願います。

事 務 局 はい。議長。

議 長 はい、事務局。

事 務 局 (議案書より順次・申請地詳細・契約内容等を朗読)

以上、利用権設定総括表について、農業経営基盤強化促進法附則第 5 条の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 続きまして、この件につきまして、9 月 2 7 日に現地調査を実施しておりますので、現地調査の結果について、現地調査委員のご報告をお願いします。

6 番推進委員 はい。

議 長 はい。6 番小菅推進委員。

6 番推進委員 6 番推進委員小菅です。1 番なのですが、板橋の信号を粕川に向かいまして、北に上がっていく道に入って 300 メートルくらい進んだところにある場所です。現状としては稲刈りが終わったあとで、来年以降も耕作をやってもらえるということなので問題ないと思います。2 番は小林の高橋というところでして、現状はナスが植えてありました。両筆ともに利用権としては問題ないかと思います。以上です。

議 長 以上、事務局並びに現地調査委員より説明がございました。
また、地区担当委員で補足説明がございましたら、お願いします。
これより質疑に移ります。ご質問はありませんか。

6 番農業委員 はい。

議 長 はい。6 番井田委員。

6 番農業委員 6 番井田ですけれども、2 番の借り手の方は農家なんですか。

議 長 はい。事務局。

事 務 局 2 番の借り手についてですが、こちらで確認をしましたところ、新里の農家の方のもとで経験を積んでいて、先日行われた青年農業者の集まりにも参加していただいているということなので問題はないかと思われます。以上です。

議 長 はい。よろしいでしょうか。ほかにございますか。

(なしの声)

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

第 68 号議案「農業経営基盤強化促進法附則第 5 条の規定による諮問について」、2 件ございますが、本件を許可相当として承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

挙手全員でございます。

よって、第 68 号議案の諮問案件については許可相当として承認されました。

日程第 5 報告第 29 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出」について、事務局より説明願います。

事 務 局 はい。議長。

議 長 はい。事務局。

事 務 局 報告第 29 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届け出」については、ございませんでした。

議長 以上でございます

事務局 続きまして、報告３０号「農地法第５条第１項第６号の規定による届出」について、事務局より説明願います。

議長 はい。議長。

事務局 はい。事務局。

議長 報告第３０号「農地法第５条第１項第６号の規定による届出」については５件ございました。

議長 いずれも内容については記載のとおりでございます。

議長 添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

議長 以上でございます。

議長 以上、事務局からの説明がありましたが、ただ今の報告第３０号について発言のある方は挙手をお願いします。

(なしの声)

ないようですので、これをもって報告を終結いたします。

以上で本日の議題及び報告はすべて終了いたしました。

これをもちまして、本日の会議を終了いたします。

閉 会 午後２時３２分

以上、会議の顛末を録し、その相違のないことを証するため署名捺印する。

会 長

5 番

6 番